（郵便信書認可）　（本號八面）　明治二十三年三月二十日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百九十九號
明治廿三年三月二十日　木曜日
舊曆庚寅正月二十日（庚子）
日出午前四時五十七分　日入午後五時五十八分
月出午後五時三十分　月入午前四時五十一分
滿潮午後五時十五分　干潮午後零時六分
（西暦一千八百九十年）

大演習實況報道委員派出

本月三十日より第三師管下に於て海陸聯合大演習の施行あるに付本社は特派委員數名を要所々々へ派出して其實況を詳細に讀者へ報道す可し

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價左の如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送ラスルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外ニ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

衆議院議長

帝國議會の開設も愈々間近となりたるニ就き世間挙て其用意の秘に忙はしき折柄、衆議院議長候補者の品定も亦その中の一要素たるが如し憲法の規定する所に據れば衆議院の議長副議長は其院に於て各々三名の候補者を撰擧せしめ其中より之を勅任す可しとありて議長の上任は即ち勅命ニ屬すと雖も候補者の撰擧は固より議院の自由に存する事なれば議院は成る可く適任の人物を撰擧して以て其採擇に供するの必掛あかる可らず抑も議長の職たるや議院の秩序を整へ議事を理し院外に對して議院を代表する其任重大なるが故に院中第一流の人物を撰擧す可きこと勿論なりと雖も其撰擧の方法に至りて特に注意を要するものあり如何とおれば其方法たる後來議院の習慣上に大關係を及ぼす可ければなり西洋諸國の例に據れば議長撰擧の習慣は一ならずして議院に於て有力なる黨派の傾向たるものを撰擧して其任に當らしむるものもあり佛國の如きは即ち其例なれども英國現行の習慣ニては議院の議長必ずしも政黨の傾向あらず唯院中の長老ども云ふ可くして議場の整理は勿論、議事の典故にも明かなる人物を推して其椅子に据ゑ黨派の異同には毫も關係なしと云ふ國々あの〳〵特種の習慣例あるみとなれば其いづれを是としいづれを非とするみと能はざれども今茲に我國の議院ニ於ては孰れの方法を採用す可きやと云ふに我國は美國議院の習慣を以て最も適當ある可しと考ふるものなり並し從來の府縣會あるにては議長及び常置委員は常ニ會中の有力者にして議員中ニ黨派の分るゝ所なるにて有力ある黨中より之を出すが如し即ち今の府縣會の議長は佛國の議院の如く黨派に關係するの習慣となしたるものと云ふ可し今夫れ帝國議會と府縣會とは事相殺にして議會は自ら議會の體を保ち府縣會は自ら府縣會の風を存するみとあらんと雖も兎に角に府縣會は我國議會の手始にして其所作擧動は年來深く人の耳目に印するが故ニ拙所ニ變成せられたる習慣の力は決して蔑視す可きものにあらざれば或は帝國議會開設の上衆議院議長の撰擧にも知らず識らず此風を輸入するみとなしと云ひ難し然るニ議院が第一着手の擧動は永久の習慣を成すものにして其習慣既に成るときは之を破るみと實に容易ならず即ち子孫萬世の利害も此處の一擧動に決する次第なれば今日恰も利害分目の局に當るものは其責任極めて重大なりと云はざるを得ず抑も議院開會後の模樣は豫め知す可きにあらずと雖も今の政治の有樣より推測すれば聊か其大勢を想見するに足る可し民間の政黨が政府の處置に反對して之を攻擊するは元と是れ自然の勢とも云ふ可きものニして既に議院を開きて公に其反對攻擊の場所を與へたる上に此事あるは固より覺悟の前の事ならんかれども怪しむに足らず雖も拙に注意す可きは同じく政府に反對ある民間の政黨が其黨派の仲間に於て互に相輪るの一事あり此事たるや民間黨の爲めに謀れば非常の不利なるに相違あけれども今日の勢にては到底免る可らざるの運命にして或は開會早々の際には議員たるものも政務の調査には未だ至らざる所あるよりして其論鋒を一轉し却て其敵を同胞の議員中に求めて鋒を洩さんとし遂には議長の地位を以て雙方の爭點となし互に之を爭ふなどの奇觀あしとも云ひ難し草創の我帝國議會百事不慣ニして動もすれば混雜を來すの恐れなきこあらざるニ之に加ふるに議長の地位を以て政黨爭論の點ともなすが如きあらば議場の整理を妨るの恐れも惡例を子孫萬世に遺すものなしと其利害得失は議者を待たずして明白ある可し而して其利害得失の分目は實に第一回の議院に在り英國の習慣果して則る可くんば當局の先輩たるものは大に今日より考ふる所あかる可らざるなり

鐵道

○鐵道局の繁忙　今度の大演習に就ては三萬五六千人と軍馬大砲其他諸兵器等悉皆鐵道を以て東京より又大坂名古屋より運送する都合なれば鐵道局に取りては實に容易ならぬ事柄にて目下未だ汽罐車、客車及荷物車等の充全せざるに際し之を負擔するとは爲し難し然れども現に技大臣に過るの趣きもありしみとなられば左れども現に技師は手腕ひあり各停車場の事務員も多年の慣手に慣む處あるべければ彌實際之を運行するに至りては意外なる毎都合を與へて陸軍の滿足を買ふとあるやも知れず尤も陸軍の盛む處は數日前より漸々兵卒を演習地に差し出すあらずして突然敵兵の襲撃し來たるの報告に接し遽に出兵するものに據る都合なれば右三箇所とも成る丈同時に現地に向て出兵を行ふ考按なるが故に假令へ兵器糧食、其他の器具は止を得ず前々より送し置くとするも兵卒丈は凡そ二日間位に悉皆運送すべき注文ありと云ふ右に就き鐵道局の準備すべき分は都合七八十列車を要するみとならんなれども（一列車は五十人乘り車を十車一聲ぎのものなり）又陸軍ニても鐵道運送の試驗と共に步行進軍の實際を經驗する計畫もあれば先づ今度の便利を通ずるニは差引五十列車にて大抵不足おきを得るあらんとの見込にて現に內藤運輸課長は專ら其手配の順序を取調中なる由今若し官設鐵道と日本鐵道會社との汽關車悉皆を集むれば凡そ二百五六十臺位もあるべしを悉く引揚げて右の演習用に充てなば固より難おく陸軍の望を充分あらしむることを得べけれども斯くては數日間爲に全般人の通行を止るの不便あり實際行はれ難きも來る二十八九兩日の內には據なく一日旅客の列車を廢するみともあるべき考へもありと加之なら丈今度聖上の御臨御あらせらるゝに就ては同時に勳位立の列車をも用意せざるべからず又來月四日には皇后宮西京行啓に就ても同樣の準備を要するに付旁々以て目下鐵道局員は非常の繁忙ありと云へり

○神官の一說　今回の陸海軍大演習は國防策の實驗なりと云ふ國防とは異國の侵入を防禦するの謂にして西軍は侵入軍たり東軍は防禦軍たり而して其勝敗は豫め知る可らずと雖も史を按ずるに神州の國は一定して異國の侵入を防ぎたるは獨り弘安の役あるのみ當時我軍甚だ雖儀ニ至りしかども神風一陣海波淘蕩して蒙古を虛にしたるは吾も人も信ずる所なり左れば侵入軍如何に戰術に巧みありとても實際いよ〳〵と云ふ場合に至れば神明の加護あるや必然ニして到底敗北を免る可らず今度の一擧は假戰演習ニ過ぎずして雙方ともマリ忠勇を研くみとなれば神明も嘉し給ふみとあらんと雖も場所も場所あり伊勢太廟の近傍に於て侵入軍が瀆りあく運動せん抔とは假構ども云ふも餘りの事ならずやと笏を抱へて噴出したる神官ありとは是も亦流構なるろ

○控訴院長檢事長の出京　兩三日來各控訴院長檢事長は續々出京中なるが右は過般發布せし裁判所構成法は來る十一月より實施するに付ては其實施の方法等に付き司法大臣より訓示の趣もあり又た各院長に就て其實際上の模樣を諮問し院長よりも各意見を述ぶる筈にて大臣よりの諮問案中には裁判所區畫の事及人員增減の事あり是等は用務中の重なるものなるべしと云へり尙ほ此度の滯在日限は一週間の豫定なりと云へり

○兵庫縣會の新役員　去る十四日に開きたる臨時兵庫縣會に於て執行したる役員撰擧の結果は既に本紙の上にも略載したるしが尙ほ後報に依れば當日は林知事以下縣屬も臨切し議員八十九名の席次も定まり先づ議長を撰びしに石田貫之助氏（自由派）四十票其他一票宛のもの二名にて即ち石田氏に當撰、副議長には內藤利八（改進派）當撰又市衛門氏（中立派）四十票其他一票宛のもの二名にて即ち石田氏に當撰、副議長には內藤利八（改進派）當撰又市部會の議長には神田兵右衛門氏（中立派）副議長には中西市造氏（中立派）郡部會の議長には岡崎逸（自由派）副議長には魚住逸治（改進派）の兩氏に何れも當撰し尙ほ常置委員の撰擧をなしたるが結局市部會を除きたる郡にて自由改進兩派の有樣を科置せば雙方何れにも偏は揚らざるべしといふものもある由其役員を類別すれば左の如し

縣會
正議長　自由派
副議長　改進派

常置委員
（中立派）
改進派　四名
自由派　三名
改進派　七名

郡部會
自由派　二名
改進派　二名

市部會
中立派　五名
中立派　三名

○廣島縣會議員半數改撰の結果　於ては去る一日より五日迄の半數改撰をあせしが競爭何れも人注意書なるものを印刷すれば撰擧に不正の事ありとて增の訴願を起したる者あり又して問題中のものを擧くれを我したる者ありとて本月中引せらるゝ撰擧人八十五人にらるゝものあるべき模樣賀茂百四十九名黑川俊三、次は千阪井慎一、石井幸太郎三氏太郎の幸の字を誤書して其投票數十を棄て又阪たりとて其投票數十葉を棄氏は不當の處分ありとて訴て成立たば當撰するものは田郡は撰擧會場を府中市村（大同派）蓑田宰三郎（改進下地は前々よりありて撰擧に至りては大同派の狂奔一は蓑田氏多數にて當撰したくして迚も府中市警察署詰廻はり兼ねるより戶手分署者の取締を嚴にしたる位なは當日立會人の責箱にて會査力士抔ニ誰傍せられたり郡市に就き表にて示せは左

改進派
保守（愛友會）派
入選

廣島市	三	安芸郡	一
安芸郡	一	高田郡	一
佐伯郡	二	賀茂郡	二
沼田郡	一	豊田郡	一
山縣郡	一	御調郡	一
高田郡	二	世羅郡	一
賀茂郡	一	芦品郡	一
豊田郡	一	深安郡	一
御調郡	一	安那郡	一
世羅郡	一	甲奴郡	一
芦品郡	一	神石郡	一
深安郡	一	三次郡	一
安那郡	一	双可郡	一
甲奴郡	一	三上郡	一
神石郡	一	合計	十四名
三次郡	一		
双可郡	一		
三上郡	一		
合計	十五名		

此外沼隈深津二郡にては一共に改進派員當撰したり

○神奈川縣市部議員補欠撰擧　去る一昨十八日午前九時より執行し午後三時開票せし結果は左の如し

壽造	五十六票
齋藤松三	二票
郎一	一票
增田勘七	一票
川村三郎	一票

○獨逸社會黨の勝利　過日獨逸にて行ひたる國會の二月獨逸にて行ひたる國會の力強くして當撰者三十三人抑も獨逸政府は今回の撰擧に東縛せしものと見久著官布し又は集會を禁ず事を許は思ふ如き働きをなす能はず壁に自分の名を書し又は强會黨員は大概貧しくして國を以て運動し得るもの無き